

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧
建設業者の登録
建設業者の変更登録
- 町村の廃置分合
建築代理業者の登録
伐採立木材積の許容限度の訂正
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 毒物、劇物取扱者試験の合格者
准看護婦試験の実施

告示

鳥取県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第

一項の規定により、倉吉市上福田杉本精治外十四人の者から、岩井手土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年七月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写
- 二 縦覧の期間
昭和三十年七月二十日から同年八月八日まで
- 三 縦覧の場所
倉吉市役所
- 四 異議の申立
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百四十八号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定によ
り次のように建設業者登録簿に登録した。

登録番号 登録年月日 商号又は名称

- 鳥取県知事登録 (は) 第三八一号 昭和三十年六月二日 西尾工務所
- 第三八二号 " " 国尾組
- 第三八三号 " " 六月四日 株式会社梶野鉄工所
- 第三八四号 " " 六月十四日 井田組
- 第三八五号 " " 六月二十八日 三協水道商会

おもな営業所の所在地

- 八頭郡智頭町大字智頭一、八一五ノ七 西尾 文治
- 米子市西福原米川向鍋屋東九二ノ二 国尾 俊夫
- 道笑町四丁目一三八 梶野清三郎
- 西伯郡日吉津村大字富吉一、〇三三ノ一 井田眞壽人
- 鳥取市吉方四区三九八 浅井 一雄

鳥取県告示第三百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定に
よる変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十

十年七月四日変更登録した。

昭和三十年七月十九日

登録番号 登録年月日 商号又は名称

- 鳥取県知事登録 (は) 第二八〇号 昭和二十八年 平和建設有限公司

主たる営業所所在地

- (新) 西伯郡名和町大字御来屋八三八 取締役社長 宮川 隆敏
- (旧) 西伯郡巖村大字蚊屋二八八

鳥取県告示第三百五十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定に
よる変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十

十年七月六日変更登録した。

昭和三十年七月十九日

登録番号 登録年月日 商号又は名称

- 鳥取県知事登録 (は) 第一二二号 昭和二十九年 太陽土建株式会社

主たる営業所所在地

- (新) 八頭郡智頭町大字智頭七三 取締役社長 葉狩 多平
- (旧) 智頭町大字智頭一、八一五ノ七

鳥取県告示第三百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一
項の規定により、昭和三十年七月二十日から、岩美郡米
里村を廃し、その区域を鳥取市に編入する。

鳥取県告示第三百五十三号

なお、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
第一百七十七条第一項の規定による鳥取市の人口は九七、
六六九人である。

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例
第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代
理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年七月十九日

昭和三十年七月十九日

登録番号

現本

住

籍所

氏

事務所名称

業務管理者

三二二八

八頭郡河原町大字袋河原五八
同 右

荻原工建築代理士事務所
荻原 工

鳥取県知事 遠 藤 茂

二 試験日時
 昭和三十年八月九日(学科)午前九時から午後四時まで
 昭和三十年八月十日(実地)午前九時から午後四時まで

三 試験科目

- 解剖生理
- 細菌及び消毒法
- 個人衛生
- 食餌療法
- 薬理概論

一般看護法(理論及び実地)

看護史及び看護倫理

看護の原理及び実際

内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法

小児科疾患及び看護法

産婦人科疾患及び看護法

一五	酒本 五朗
一六	吉岡 一臣
一八	宇山 武
一九	藤井 尋匡
二一	八渡 吉永
二二	山崎 春吉
二三	正木 義春
二四	小倉 壽幸
二五	池田 正義
二六	野島 正康

昭和三十年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験場所

鳥取保健所(鳥取市二階町四丁目)

保健婦、助産婦、看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により准看護婦試験を次のとおり行う。

眼科、歯科及び耳鼻いんこう科疾患

皮膚泌尿器疾患

理学療法

四 受験資格

1 文部大臣の指定した学校において二年間看護に関する学科を修めた者(試験当日までに二年修業見込の者を含む。)

2 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者(試験当日までに卒業見込の者を含む。)

3 (イ) 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者(試験当日までに三年以上修業見込の者を含む。)

(ロ) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(試験当日までに卒業見込の者を含む。)

(ハ) 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者で厚生大臣が(イ)、(ロ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

4 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者のうち、前項(イ)に該当しない者で厚生大臣の定める基準に従い知事が適当と認められた者

5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内に在つて昭和二十八年三月二十三日以降引揚げた者で当該地域において保健婦、助産婦、看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五条又は第六条に規定する業務を行つていたものうち准看護婦試験受験の当日において満十七年以上の者であつて、満洲、中国本土等の地域内において引き続き三年以上いわゆる看護の業務に従事しており且つ保健婦、助産婦、看護婦法第二十二条に規定する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者であること知事が認められたもの

五 試験の方法

学科試験及び実地試験とする。

六 受験願書の提出期限

昭和三十年七月二十二日から八月一日までとし、期限経過後の願書は受理しない。但し、郵送の場合は八月一日附の消印のあるものは受理する。

七 受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課（鳥取市東町九九、一〇〇）

八 受験手数料

受験手数料として三百円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはつて納付すること。但し、県外から受験しようとするときは、現金又は小為替で送付すること。既納の手数料は返還しない。

九 提出書類

- 1 受験願書（別記様式一）
- 2 履歴書（別記様式二）
- 3 写真（手札型とし出願前六月以内に正面で撮影したもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 4 戸籍抄本

5 (1) 四の1又は2若しくは3の(1)(2)に該当する者は修業証明書（修業見込証明書）又は卒業証明書（卒業見込証明書）

(2) 四の3の(2)に該当する者は外国の看護婦学校修業証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面に厚生大臣が受験資格があると認めた書類の写

(3) 四の4に該当する者は外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

6 四の5に該当する者は次に掲げる証明書を添付すること

(1) 被証明者の上司であつて責任ある地位についていた者、例えば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長、科主任、総婦長等の証明書又は被証明者が業務に従事していた病院又は診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と

様式一

准看護婦試験受験願

本籍 住所

(ふりがな)

氏名

年 月 日生

昭和 年 月 日 施行の准看護婦試験を受け

たいので関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿 右 氏 名 印

「備考」用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

様式二

履 歴 書

本籍 住所

(ふりがな)

氏名

学 歴 職 歴 賞 罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右 氏 名 印

「備考」用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。